

令和 2 年第 6 回さくら市議会 臨時会提案理由説明書

説明書目次

番号	項 目 名	ページ
1	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	P 3
2	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	P 3
3	さくら市職員の給与に関する条例等の一部改正について	P 4
4	議案説明資料 参照法令等	P 5
5	さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 6
6	さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 8
7	さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 10

ただいま上程されました議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 3 件であります。

議案第 1 号は、さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を考慮し、さくら市議会議員の期末手当の支給割合を引き下げするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 号は、さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、特別職の国家公務員の給与改定を考慮し、さくら市長等の期末手当の支給割合を引き下げするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 3 号は、さくら市職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

国においては、人事院の一般職の国家公務員の給与改定に関する勧告に基づき、国家公務員の給与改定が行われます。

本案は、さくら市職員、さくら市一般職の任期付職員及びさくら市会計年度任用職員の給与について、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国家公務員に準じ、期末手当の支給割合を引き下げるため、所要の改正を行うものであります。

以上が、今回提出いたしました議案の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2)～(15) 略

2 略

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年さくら市条例第43号）（第1条関係）

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年さくら市条例第43号）（第2条関係）

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（退職し、又は死亡した議長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額に、その議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額に <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市長等の給与及び旅費に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 47 号) (第 1 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在 (退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在 (退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 167.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

さくら市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市長等の給与及び旅費に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 47 号) (第 2 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在 (退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 165</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在 (退職し、又は死亡した市長等にあつては、退職し、又は死亡した日現在) において市長等が受けるべき給料月額に、その給料月額に 100 分の 45 を乗じて得た額を加算した額に <u>100 分の 162.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 50 号) (第 1 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 125</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの (市規則で定めるものを除く。第 17 条の 4 第 2 項において「特定幹部職員」という。) にあっては、<u>100 分の 105</u>) を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「100 分の 72.5」と、「<u>100 分の 105</u>」とあるのは「100 分の 62.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 130</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの (市規則で定めるものを除く。第 17 条の 4 第 2 項において「特定幹部職員」という。) にあっては <u>100 分の 110</u>) を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「100 分の 72.5」と、「<u>100 分の 110</u>」とあるのは「100 分の 62.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の給与に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 50 号) (第 2 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 127.5</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの (市規則で定めるものを除く。第 17 条の 4 第 2 項において「特定幹部職員」という。) にあっては、<u>100 分の 107.5</u>) を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「100 分の 72.5」と、「<u>100 分の 107.5</u>」とあるのは「100 分の 62.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 17 条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100 分の 125</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるもの (市規則で定めるものを除く。第 17 条の 4 第 2 項において「特定幹部職員」という。) にあっては、<u>100 分の 105</u>) を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「100 分の 72.5」と、「<u>100 分の 105</u>」とあるのは「100 分の 62.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) (第 3 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員 (さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) 第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 165</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第 10 条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第 16 条の 3 第 1 項及び第 17 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 16 条の 3 第 1 項中「管理職員」とあるのは「管理職員 (さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成 30 年さくら市条例第 17 号) 第 8 条第 1 項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第 17 条第 2 項中「<u>100 分の 130</u>」とあるのは「<u>100 分の 170</u>」とする。</p>

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年さくら市条例第17号）（第4条関係） (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年さくら市条例第17号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の3第1項及び第17条第2項の規定の適用については、給与条例第16条の3第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（さくら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成30年さくら市条例第17号）第8条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）（第5条関係）
(1/1)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 （令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例）</p> <p>2 第14条第1項及び第24条第1項の規定により準用する給与条例第17条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の42</u>」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の86」とする。</p> <p>3 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 （令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例）</p> <p>2 第14条第1項及び第24条第1項の規定により準用する給与条例第17条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の43</u>」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の86」とする。</p> <p>3 略</p>

さくら市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○さくら市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年さくら市条例第15号）（第6条関係）

(1/1)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 （令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例）</p> <p>2 第14条第1項及び第24条第1項の規定により準用する給与条例第17条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の125」とあるのは「100分の42」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の<u>85</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 略 （令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間における期末手当に関する特例）</p> <p>2 第14条第1項及び第24条第1項の規定により準用する給与条例第17条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の125」とあるのは「100分の42」とし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の<u>86</u>」とする。</p> <p>3 略</p>